

## パブリックコメント募集結果（案）

### みその日本農林規格の一部改正

1 一部改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：R6.12.17～R7.1.15）

(1) 受付件数 5件（4者）

(2) 意見と考え方  
別紙のとおり

2 事前意図公告によるコメント（募集期間：R6.12.17～R7.2.14）

受付件数 なし

みその日本農林規格の一部改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
3.10 みそ		
<p>意見公募の趣旨・目的・背景に「格付されたみそを他社から入手して原材料として使用できるようにする改正」とあり、一部改正案をみると「4.1原材料」が新設されていますが、「3.10みそ」の記載内容の変更は必要ないのでしょうか。みそを他社から入手して原材料として使用する場合も現規格の3.10のみその範疇に入るといふことでよろしいのでしょうか。</p>	1	<p>改正前の用語及び定義「3.10 みそ」には、他社から入手したみそを原材料に使用したみそも含まれており、改正後もその考え方は変わりません。</p> <p>なお、改正前は、他社が製造したみそを原材料とするためには、当該他社を含めて認証を受ける必要がありましたが、「4.1 原材料」を新設することによって、JAS格付されたみそであれば、他社を認証範囲に含めなくても原材料として用いることもできるよう選択の幅を広げるものです。認証の形態については、別の告示で規定しており、製品の基準である本JASでは規定していませんが、従前どおり、他社を認証の範囲に含めれば、他社が製造したJAS格付されていないみそを原材料に用いることも可能です。</p>
4.1 原材料		
<p>格付されたみそを他社から入手して原材料として使用できるようにするとのことで、改正案では「4.1 原材料 次のもの以外のものを使用してはならない。」としてa)～e)を列記していますが、この表現では他社から入手した原材料としてみそを使用する場合、格付の表示が付されたみそしか使えないと解釈されることにならないでしょうか。</p>	1	<p>改正前は、他社が製造したみそを原材料とするためには、当該他社を含めて認証を受ける必要がありましたが、本改正によって、JAS格付されたみそであれば、他社を認証範囲に含めなくても原材料として用いることもできるよう選択の幅を広げるものです。認証の形態については、別の告示（認証の技術的基準）で規定しており、製品の基準である本JASでは規定していませんが、従前どおり、他社を認証の範囲に含めれば、他社が製造したJAS格付されていないみ</p>

		それを原材料に用いることも可能です。
「国際標準化機構（ISO）の規格様式に合わせた様式の改正」とは、改正案うちどの部分が該当しますか。	1	JASの規格様式については、国際標準化機構（ISO）が発行した規格様式ISO/IEC Directives, Part2を考慮して制定されたJIS Z 8301:2019を参考として作成した「日本農林規格の規格票の様式及び作成方法に関する手引き」に従うこととしており、本改正案では、細分箇条の構成が該当します。
「格付されたみそを、他社から入手する」というのは、どういう場合を想定されているのでしょうか？ オウブランドとか、製造委託をする場合なのではないでしょうか？	1	「格付されたみそを他社から入手する」ケースについては、麦みそを他社から入手して自社で製造した米みそと混合して調合みそを製造するようなケースを想定しています。 改正前は、他社が製造した麦みそを原材料とするためには、当該他社を含めて一体的に認証を受ける必要がありましたが、本改正によって、他社を認証範囲に含めない場合であっても、JAS格付された麦みそであれば原材料として用いることが可能となります。いずれの場合もオウブランド、プライベートブランドなどの委託製造かどうかは問われません。

※本改正案に直接関係のない1件については、御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。

# パブリックコメント募集結果（案）

## 精米の日本農林規格の一部改正

1 一部改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：R7.1.23～R7.2.21）

(1) 受付件数 70件（70者）

(2) 意見と考え方  
別紙のとおり

2 事前意図公告によるコメント（募集期間：R6.12.17～R7.2.14）

受付件数 なし

(別紙)

精米の日本農林規格の一部改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
全般		
改正案に反対する。 (主な意見) <ul style="list-style-type: none"><li>米農家への応援が見受けられない。</li><li>農薬や除草剤などを使ってほしくない。</li><li>細かく設定する必要はない。</li><li>食料自給率を上げる改正ではない。</li><li>お米は日本人の要です。</li></ul>	18	本改正案は、利害関係人から、実質的に利害関係を有する者の意向を反映した上で申出のあった改正原案を踏まえたものです。また、本JASは、精米の白度、水分等の品質を基準化したものであり、水稻の生産行程管理等については、規定されていません。 本改正によって、①目視による選別方法に加え判別装置による方法が追加、②生産が終了している試験機器の代替機器が追加、③試験試料のサンプリング方法が追加されるなど、本JASの利用者である精米事業者等の選択制や利便性の向上を図ることができ、その結果一般消費者の選択に資することができることから、改正案のとおりとします。
農家、日本米を守ってほしい。 (主な意見) <ul style="list-style-type: none"><li>農家のモチベーションをそがないでください。</li><li>米は、日本人の長年の主食です。</li><li>米は、日本の宝です。</li><li>海外からの粗悪な食品の輸入だけになってしまいます。</li><li>農薬まみれの安い外国米を普及させて、日本人をだめにしたいのですか？</li><li>日本米を沢山、沢山流通させて国を潤わせてください。</li></ul>	3	
1 適用範囲		
外国産の米などは長さが大きい選別と区分が無い。日本産の米をもっと大切に流通させてください。	1	本JASの適用範囲は、炊飯に供する「うるち精米」の「短粒種」です。

※本改正案に直接関係のない48件については、御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。

## パブリックコメント募集結果（案）

### 持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉の日本農林規格の一部改正

1 一部改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：R6.12.17～R7.1.15）

(1) 受付件数 5件（4者）

(2) 意見と考え方  
別紙のとおり

2 事前意図公告によるコメント（募集期間：R6.12.17～R7.2.14）

受付件数 なし

持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉の日本農林規格の一部改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
全般		
<p>不要です。改正後の文章には「参照先」としての「変数」の部分が多く、明瞭でなく、如何様にも運用できる。改正後の条文は実質的に参照先とする部分に依存しており、この法律が何かを制御するために存在する意味自体がなくなり、恣意的な運用を誘引する。戦後にアメリカに支配されてから現在にかけてじわじわと、わざと日本人を不利にするような失策ばかり連発するようになった日本政府に、日本国内の食に関わる法改正をさせるのは危険すぎるため、反対です。</p>	1	<p>本改正の該当箇所である「5.4 アニマルウェルフェアへの配慮」では、アニマルウェルフェアの考え方に基づき、飼育環境の改善に取り組まなければならないと規定しています。この取組について、改正前は、民間指針を参考とすることが考えられることを示していましたが、改正後は、国際基準を踏まえて国が定めた採卵鶏・肉養鶏の飼育管理指針を参照することとしています。</p> <p>参照先に依存すると恣意的な運用を誘引するのではないかと御指摘ですが、参照する飼育管理指針では、「管理方法」、「栄養」、「鶏舎」、「飼育方式、構造、飼育空間」、「鶏舎の環境」などが詳細に規定されていますので、恣意的な運用を誘引することはないものと考えています。</p>
<p>意見公募の趣旨・目的・背景に記載された改正内容に「国際標準化機構（ISO）の規格様式に合わせた様式の改正」とありましたが、一部改正案をみても分かりませんでした。具体的にどこがどのように改正されたか教えてください。</p>	1	<p>JASの規格様式については、国際標準化機構（ISO）が発行した規格様式ISO/IEC Directives, Part2を考慮して制定されたJIS Z 8301を参考として作成した「日本農林規格の規格票の様式及び作成方法に関する手引き」に従うこととしており、本改正案では、「より」を「よって」に、「かく拌装置」を「かくはん装置」に改正することが該当します。</p>
5.4 アニマルウェルフェアへの配慮		
本当にアニマルウェルフェアを考	1	「5.4 アニマルウェルフェアへの配

<p>慮するなら、ぎゅうぎゅう詰め<sup>①</sup>の鶏舎で育てること自体を禁止すべきではないでしょうか？</p>		<p>慮」では、アニマルウェルフェアの考え方にに基づき、飼育環境の改善に取り組まなければならないと規定しています。この取組について、改正前は、民間指針を参考とすることが考えられることを示していましたが、改正後は、国際基準を踏まえて国が定めた採卵鶏・肉養鶏の飼育管理指針を参考することとしています。</p> <p>この飼育管理指針では、良好な飼養空間を提供することが求められています。</p>
<p>5.4.2</p>		
<p>当該規格の5.4.2に「卵用鶏・肉用鶏による事故の防止に努めなければならない」とありますが、卵用鶏・肉用鶏による事故にはどのようなものがありますか、教えてください。</p>	<p>1</p>	<p>輸送中の卵用鶏・肉用鶏による事故には、引っかき、羽つつきによる羽の損失又は傷、圧死、熱中症などが考えられます。</p>

※本改正案に直接関係のない1件については、御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。